

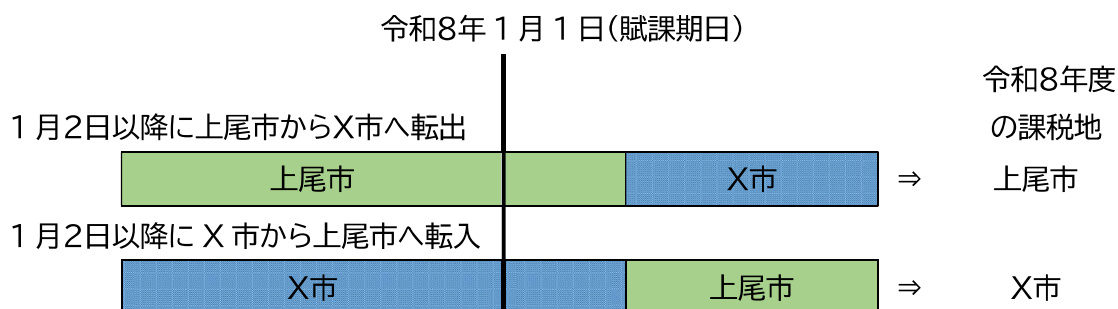
3 住民税を納める方

住民税の課税の基準日である 1 月 1 日(賦課期日)時点で、下表にあてはまる方

	均等割	所得割
上尾市内に住所のある方	○	○
上尾市内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている方で、 上尾市内に住所のない方	○	

【注】その年の1月2日以降に他の市区町村へ転出した場合でも、1月1日時点で上尾市に住所があった場合は、上尾市に住民税を納めることになります。上尾市に住所があるかは、原則として住民基本台帳に基づいて判断しますので、住所に変更があった場合は、お早めに住所異動に関する届け出をしてください。

《例》「令和8年度住民税」の場合



4 住民税が課税されない方

均等割・所得割のいずれも課税されない状態を、「非課税」と呼びます。

また、均等割が課税されない場合、森林環境税(国税)も課税されません。

(1) 均等割・所得割・森林環境税(国税)のいずれも課税されない方(非課税の方)

- ・ 生活保護法によって生活扶助を受けている方
 - ・ 障害者、未成年、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額※1 が 1,350,000 円以下の方
 - ・ 前年中の合計所得金額が次の額以下の方
 - 同一生計配偶者※2・扶養親族がいない場合:415,000 円
 - 同一生計配偶者・扶養親族がいる場合:315,000 円×(扶養親族等※3 の数+1)+289,000 円
- 【※1】 合計所得金額については、7 ページを参照してください。
- 【※2】 同一生計配偶者については、7 ページを参照してください。
- 【※3】 扶養親族等とは、同一生計配偶者および扶養親族をいいます。

扶養人数と、住民税・森林環境税(国税)が非課税となる金額の早見表

同一生計配偶者 及び 扶養親族の人数	合計所得金額	給与等の 収入金額	公的年金等の 収入金額 (65 歳未満)	公的年金等の 収入金額 (65 歳以上)
なし	415,000 円	1,065,000 円	1,015,000 円	1,515,000 円
1 人	919,000 円	1,569,000 円	1,592,001 円	2,019,000 円
2 人	1,234,000 円	1,884,000 円	2,012,001 円	2,334,000 円
3 人	1,549,000 円	2,327,999 円	2,432,001 円	2,649,000 円
4 人	1,864,000 円	2,779,999 円	2,852,001 円	2,964,000 円
5 人	2,179,000 円	3,227,999 円	3,272,001 円	3,279,000 円

※6 人以上省略

(2) 所得割が課税されない方

- 前年の総所得金額等※1が次の額以下の方

同一生計配偶者・扶養親族がない場合:450,000 円

同一生計配偶者・扶養親族がいる場合:350,000 円×(扶養親族等の数+1)+420,000 円

【※1】 総所得金額等については、7ページを参照してください。

扶養人数と、所得割のみ課税されない金額の早見表

同一生計配偶者 及び 扶養親族の人数	総所得金額等	給与等の 収入金額	公的年金等の 収入金額 (65 歳未満)	公的年金等の 収入金額 (65 歳以上)
なし	450,000 円	1,100,000 円	1,050,000 円	1,550,000 円
1 人	1,120,000 円	1,770,000 円	1,860,001 円	2,220,000 円
2 人	1,470,000 円	2,215,999 円	2,326,667 円	2,570,000 円
3 人	1,820,000 円	2,715,999 円	2,793,334 円	2,920,000 円
4 人	2,170,000 円	3,215,999 円	3,260,001 円	3,270,000 円
5 人	2,520,000 円	3,703,999 円	3,726,667 円	3,726,667 円

※6 人以上省略

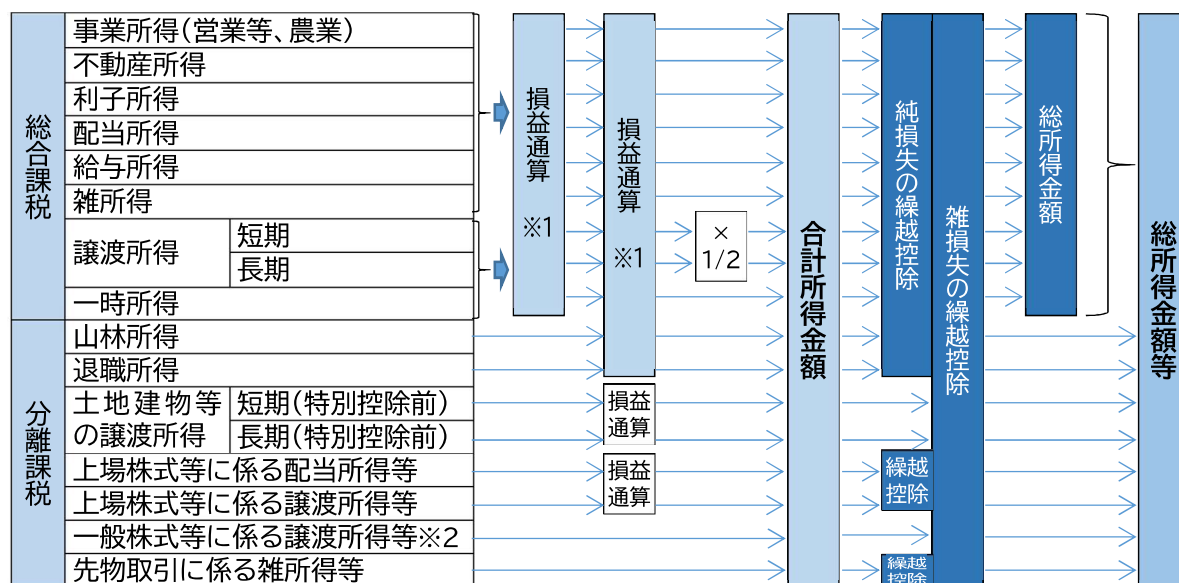
≪例≫ 夫(給与収入)・妻(収入なし)・子 2 人(収入なし)の世帯(扶養親族等の数 3 人)

前年中、夫の給与収入に対する合計所得金額が・・・

- ・1,549,000 円以下のときは、均等割・所得割・森林環境税(国税)ともに課税されません。
- ・1,549,000 円を超え、1,820,000 円以下のときは、均等割・森林環境税(国税)のみ課税されます。
- ・1,820,000 円を超えるとときは、均等割・所得割・森林環境税(国税)のいずれも課税されます。

《参考》「合計所得金額」と「総所得金額等」の違い

- ・ 「合計所得金額」とは、繰越控除(前年から繰越された損失を控除する制度をいいます。)を適用する前の所得(分離長期譲渡所得・分離短期譲渡所得においては特別控除前)の合計額をいいます。
- ・ 「総所得金額等」とは、繰越控除(前年から繰越された損失を控除する制度をいいます。)を適用した後の所得(分離長期譲渡所得・分離短期譲渡所得においては特別控除前)の合計額をいいます。



【※1】 不動産所得、事業所得、譲渡所得及び山林所得の損失については、他の所得区分の利益と相殺する損益通算をすることができます。

【※2】 一般株式等について損失が生じた場合、繰越控除はできません。

《参考》同一生計配偶者及び扶養親族について

- ・ 同一生計配偶者とは、本人と生計を一にする配偶者(青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が 580,000 円以下の方をいいます。控除対象配偶者(配偶者控除の対象となる方)と異なり、本人の所得要件はありません。
- ・ 扶養親族とは、本人と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が 580,000 円以下の方をいいます。
なお、16 歳未満の年少扶養親族も含まれます。